

別紙3 認容額等一覧表

原告番号	認容/棄却の別	請求額							認容額 (円)	備考	
		期間1	金額1	期間2	金額2	期間3	金額3	4項請求額			5項請求額
1-1	一部認容	平成23年3月から令和5(2023)年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5(2023)年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
1-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
1-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
2-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
2-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
2-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
3-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
3-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
3-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
3-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
4-1	一部認容	平成23年3月から平成28年5月末日まで	本人 25万円	平成28年6月から令和5(2023)年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5(2023)年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成28年5月2日に死亡した原告4-4の子であり、原告4-4の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円								
4-2	一部認容	平成23年3月から令和5(2023)年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5(2023)年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
4-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
5-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
5-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
6-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
6-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
6-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
6-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
6-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
6-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
6-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
7-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
7-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
7-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
8-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
8-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
8-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
8-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
9-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
9-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
10-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
10-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
11-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
11-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
12-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
12-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

12-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
12-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
12-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
12-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
12-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
13-8	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
14-1	一部認容	平成23年3月から平成30年9月末日まで	本人 25万円	平成30年10月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成30年9月17日に死亡した原告14-9の子であり、原告14-9の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円								
14-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
14-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
14-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
14-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
14-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
14-7	棄却	同上	同上	同上	同上			0	同上	0	
14-8	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
14-10	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
15-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
15-2	一部認容	平成23年3月から令和元年11月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和元年11月22日に死亡した。
16-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
16-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
17-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
17-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
18-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
18-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
18-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
18-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
19-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
19-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
20-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
20-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
20-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

21-1	一部認容	平成23年3月から平成30年7月末日まで	本人 25万円	平成30年8月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成30年7月27日に死亡した原告21-4の子であり、原告21-4の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円				相続 300万円	相続 3000万円			
21-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
21-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
22-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
22-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
23-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
23-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
23-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
24-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
24-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
24-3	一部認容	平成23年3月から平成28年10月末日まで	同上					0	同上	1,320,000	平成28年10月28日に死亡した。
25-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	同上	1,650,000	
25-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
25-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
25-4	一部認容	平成23年3月から平成28年10月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成28年10月4日に死亡した。
26-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
26-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
27-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
27-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
28-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
28-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
28-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
29-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
29-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
29-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
29-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
30-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
30-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
30-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
30-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

31-1	一部認容	平成23年3月から平成28年9月末日まで	本人 25万円	平成28年10月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成28年9月17日に死亡した原告31-7の子であり、原告31-7の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円				相続 300万円	相続 3000万円			
31-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
31-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
31-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
31-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
31-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
32-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
32-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
33-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
33-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
33-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
33-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
34-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
35-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
35-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
35-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
36-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
36-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
36-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
36-4	一部認容	平成23年3月から平成30年1月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成30年1月19日に死亡した。
37-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
37-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
38-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
38-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
40-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
40-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
41-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
41-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
43-8	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
44-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
44-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
44-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
44-4	棄却	同上	同上	同上	同上			同上	同上	0	
44-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

45-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
45-2	一部認容	平成23年3月から令和2年9月末日まで	同上				同上	同上	1,650,000	令和2年9月15日に死亡した。	
45-3	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円		同上	同上	1,650,000		
46-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
46-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
47-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
47-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
47-3	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
47-4	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
48-2	一部認容	平成23年3月から平成29年6月末日まで	本人 25万円	平成29年7月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	
			相続 25万円					相続 300万円	相続 3000万円		
48-3	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
49-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
49-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
49-3	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
49-4	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
49-5	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
49-6	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
49-7	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
50-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
50-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
50-3	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
50-4	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
50-5	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
51-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
51-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
51-3	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
51-4	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
52-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
52-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
53-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
53-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
54-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
54-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
54-3	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
54-4	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
54-5	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
55-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
55-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		

56-1	一部認容	平成23年3月から平成30年11月末日まで	本人 25万円	平成30年12月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成30年11月22日に死亡した原告56-3の子であり、原告56-3の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円				相続 300万円	相続 3000万円			
56-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
56-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
57-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
57-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
58-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
58-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
58-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
58-4	棄却	同上	同上	同上	同上			同上	同上	0	
58-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
58-6	一部認容	平成23年3月から令和2年9月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和2年9月7日に死亡した。
59-1	一部認容	平成23年3月から令和2年1月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和2年1月21日に死亡した。
59-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			0	同上	1,320,000	
60-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
60-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
60-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
60-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
61-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
61-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
61-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
62-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
62-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
62-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
62-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
62-5	一部認容	平成23年3月から平成28年3月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成28年3月13日に死亡した。
63-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
63-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
63-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
64-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
64-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
64-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
64-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
65-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
65-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

65-3	一部認容	平成23年3月から令和元年8月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和元年8月10日に死亡した。
65-4	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
66-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
66-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
66-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
66-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
68-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
68-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
68-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
69-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
69-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
70-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
70-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
71-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
71-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
71-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
71-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
71-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
71-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
71-7	一部認容	平成23年3月から 令和2年1月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和2年1月17日に死亡した。
71-8	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
72-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
72-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
73-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
73-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
73-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
73-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
74-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
74-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
75-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
75-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
75-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
75-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
75-5	棄却	同上	同上	同上	同上			同上	同上	0	
76-1	一部認容	平成23年3月から平成29年9月末日まで	0					0	同上	1,320,000	平成29年9月1日に死亡した。
76-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	同上	1,650,000	
77-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
77-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
78-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
78-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
79-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
79-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
79-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
79-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

79-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
80-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
80-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
80-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
80-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
80-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
80-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
81-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
81-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
81-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
81-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
81-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
81-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
82-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
82-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
82-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
83-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
83-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
83-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
83-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
83-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
83-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
83-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
84-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
84-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
84-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
84-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
85-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
85-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
86-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
86-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
87-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
87-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
88-1	一部認容	平成23年3月から平成30年4月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成30年4月16日に死亡した。
88-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
89-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
89-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
90-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
90-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
91-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
91-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
91-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
92-3	一部認容	平成23年3月から令和2年10月末日まで	本人 25万円	令和2年11月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	4,950,000	令和2年10月5日に死亡した原告92-1の子であり、原告92-1の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円					相続 300万円	相続 3000万円		平成30年12月8日に死亡した原告92-2の子であり、原告92-2の本件請求債権を全て相続した。
		平成23年10月から平成30年12月まで	相続 25万円					相続 300万円	相続 3000万円		

92-4	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
92-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
92-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
93-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
93-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
93-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
93-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
93-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
93-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
94-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	平成29年3月18日に死亡した（甲D94の1）。
94-2	一部認容	平成23年3月から令和2年10月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和2年10月25日に死亡した。
95-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
95-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
95-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
95-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
96-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
96-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
96-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
96-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
96-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
96-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
96-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
97-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
98-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
98-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
98-3	一部認容	平成23年3月から平成28年11月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成28年11月10日に死亡した。
99-1	一部認容	平成23年3月から令和2年6月末日まで	本人 25万円	令和2年7月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	
			相続 25万円								
99-3	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
99-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
100-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
100-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
100-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

100-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
101-2	一部認容	平成23年3月から平成31年3月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成31年3月3日に死亡した原告101-1の子であり、原告101-1の本件請求債権を全て相続した。
102-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
102-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
102-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
103-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
103-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
103-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
104-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
105-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
107-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
107-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
107-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
107-4	一部認容	平成23年3月から平成30年7月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成30年7月23日に死亡した。
107-5	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
108-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
108-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
109-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
110-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
110-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
111-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
111-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
112-1	一部認容	平成23年3月から平成23年11月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成28年11月6日に死亡した。（被告東電準備書面（30）17頁）
113-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
114-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
114-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
114-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
115-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
116-1	一部認容	平成23年3月から平成30年10月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成30年10月29日に死亡した。
116-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	

142-1	一部認容	平成23年3月から平成31年2月末日まで	本人 25万円	平成31年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成31年2月26日に死亡した原告142-4の父であり、原告142-4の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円				相続 300万円	相続 3000万円			
142-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
142-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
143-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
143-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
143-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
143-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
145-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
145-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
146-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
146-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
147-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
147-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
147-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
148-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
149-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
149-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
150-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
150-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
151-2	一部認容	平成23年3月から令和元年8月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和元年8月21日に死亡した原告151-1の子であり、原告151-1の本件請求債権を全て相続した。
152-1	一部認容	平成23年3月から令和2年3月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和2年3月26日に死亡した。
153-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
153-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
154-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
155-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
155-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
156-2	一部認容	平成23年3月から平成30年6月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	平成30年6月24日に死亡した原告156-1の子であり、原告156-1の本件請求債権を全て相続した。
157-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	

158-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-8	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
158-9	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
159-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
159-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
159-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
160-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
161-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
161-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
162-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
162-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
162-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
162-4	棄却	同上	同上	同上	同上			同上	同上	0	
163-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
163-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
164-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
164-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
164-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
164-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
164-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
165-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
166-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
166-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
167-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
167-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
167-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
167-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
167-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
167-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
169-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
169-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
169-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
169-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
170-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
171-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
171-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
172-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
173-1	一部認容	平成23年3月から平成29年2月末日まで	本人 25万円	平成29年3月から令和5（2023）年3月末日 又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島 地区全域について、同地域の放射線量を 毎時0.23マイクロシーベルトに低下させ た後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の 福島県双葉郡浪江町津島地区全域につい て、同地域の放射線量を毎時0.23マイク ロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成29年2月14日に死 亡した原告173-2の子 であり、原告173-2の 本件請求債権を全て 相続した。
			相続 25万円					相続 300万円	相続 3000万円		
173-3	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日 又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島 地区全域について、同地域の放射線量を 毎時0.23マイクロシーベルトに低下させ た後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の 福島県双葉郡浪江町津島地区全域につい て、同地域の放射線量を毎時0.23マイク ロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
174-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

174-3	一部認容	平成23年3月から令和元年8月末日まで	本人 25万円	令和元年9月から令和5（2023）年3月末日 又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島 地区全域について、同地域の放射線量を 毎時0.23マイクロシーベルトに低下させ た後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の 福島県双葉郡浪江町津島地区全域につい て、同地域の放射線量を毎時0.23マイク ロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	令和元年8月15日に死 亡した原告174-1の子 であり、原告174-1の 本件請求債権を全て 相続した。
			相続 25万円				相続 300万円	相続 3000万円			
175-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日 又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島 地区全域について、同地域の放射線量を 毎時0.23マイクロシーベルトに低下させ た後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の 福島県双葉郡浪江町津島地区全域につい て、同地域の放射線量を毎時0.23マイク ロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
175-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
175-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
176-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
176-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
176-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
177-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
177-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
178-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
178-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
179-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
179-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
179-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
179-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
179-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
180-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
181-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
181-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
182-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
182-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
182-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
184-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
184-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
185-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
185-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
187-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
187-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
187-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
190-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
190-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
190-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
192-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
193-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
194-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
194-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
194-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
194-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
194-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
195-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
195-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
196-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
197-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
197-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
197-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
197-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

198-1	一部認容	平成23年3月から平成29年11月末日まで	本人 25万円	平成29年12月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成29年11月24日に死亡した原告198-2の子であり、原告198-2の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円				相続 300万円	相続 3000万円			
198-3	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
199-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
200-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
201-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
201-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
202-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
202-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
203-1	一部認容	平成23年3月から令和元年10月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和元年10月11日に死亡した。
204-1	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
204-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
204-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
204-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
204-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
204-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
205-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
205-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
206-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
206-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
207-1	一部認容	平成23年3月から平成30年8月末日まで	本人 25万円	平成30年9月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	平成30年8月12日に死亡した原告207-5の子であり、原告207-5の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円				相続 300万円	相続 3000万円			
207-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
207-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
207-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
208-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
208-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

208-3	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
208-4	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
208-5	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
208-6	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
209-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
210-1	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
210-2	一部認容	同上	同上	同上	同上		同上	同上	1,650,000		
210-3	棄却	同上	同上	同上	同上		0	同上	0		
210-4	一部認容	同上	同上	同上	同上		300万円	同上	1,650,000		
211-2	一部認容	平成23年3月から令和2年4月末日まで	本人 25万円	令和2年5月から令和5(2023)年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5(2023)年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	2,475,000	令和2年4月9日に死亡した原告211-1の妻であり、原告211-1の本件請求債権を法定相続分に従い相続した。
			相続 12.5万円					相続 150万円	相続 1500万円		
211-3	一部認容	平成23年3月から令和2年4月末日まで	本人 25万円	令和2年5月から令和5(2023)年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5(2023)年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	2,475,000	令和2年4月9日に死亡した原告211-1の子であり、原告211-1の本件請求債権を法定相続分に従い相続した。
			相続 12.5万円					相続 150万円	相続 1500万円		
211-4	一部認容	平成23年3月から令和5(2023)年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5(2023)年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
212-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
212-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
212-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
212-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
212-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
212-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
213-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
213-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
213-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
214-1	一部認容	平成23年3月から令和元年6月末日まで	本人 25万円	令和元年7月から令和5(2023)年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い方の時期まで	本人 25万円	令和5(2023)年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	本人 35万円	本人 300万円	本人 3000万円	3,300,000	令和元年6月19日に死亡した原告214-4の子であり、原告214-4の本件請求債権を全て相続した。
			相続 25万円					相続 300万円	相続 3000万円		

214-2	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	25万円	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			300万円	3000万円	1,650,000	
214-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
214-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
215-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
215-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
216-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
216-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
216-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
216-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
216-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
216-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			0	同上	1,320,000	
217-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			300万円	同上	1,650,000	
217-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
218-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
218-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
218-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-6	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-7	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
219-8	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
221-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
221-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
222-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
222-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
222-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
223-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
224-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
224-2	一部認容	平成23年3月から令和2年12月末日まで	同上					同上	同上	1,650,000	令和2年12月26日に死亡した。
224-3	一部認容	平成23年3月から令和5（2023）年3月末日又は別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後のいずれか早い時期まで	同上	令和5（2023）年4月1日から別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに低下させた後1年後まで	35万円			同上	同上	1,650,000	
225-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
225-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
225-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
226-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
226-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
226-3	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
226-4	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
226-5	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
227-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
228-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
229-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
230-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
230-2	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	
231-1	一部認容	同上	同上	同上	同上			同上	同上	1,650,000	

原告ら総数 640 名

合計 1,067,880,000